

# 5. 復興特別区域法（2章）

## ■ 経緯

- 復興基本法や復興構想会議の提言も踏まえ、復興基本方針（平成23年7月）において、「復興特区制度」や「使い勝手のよい自由度の高い交付金」の創設について明記。平成23年12月7日、東日本大震災復興特別区域法が成立。

## ■ 復興整備計画・利子補給

### ■ 復興整備計画

- 市街化調整区域において、特例的に土地区画整理事業が実施できた。（11件）
- 優良農地を含めた、特例的な農地転用により復興まちづくりが実施できた。（411件）
- 年1回開催の審査会等に係る許可案件についてワンストップ協議会の毎月開催により、大幅な期間短縮効果があった。
- 特例として県が小規模な土地改良事業を行い、復興まちづくりに忙殺されかつノウハウがない市町村に代わり、農地集約化や営農効率化（営農組合の設立）がなされた。（6件）

※ 件数は、令和4年3月末現在

### ■ 利子補給

- 延べ225事業者が利用
- 新規雇用9千人以上を創出
- 融資見込額4千億円以上
- 投資額1兆円以上を誘発

※ 令和4年3月末現在



## ■ 規制の特例

- 7県の自治体で42の復興推進計画が策定され、11種類の規制緩和の特例が活用された。
- 応急仮設建築物については、700以上の建築物の存続期間延長を認定した。
- 公営住宅入居者等に対し、被災3県で120戸の公営住宅が譲渡された。



相馬市細田東団地災害公営住宅  
（復興庁撮影2022.5.12）

※ 件数は、令和4年3月末現在

## ■ 主な評価・教訓

- 特区法の特例を活用し、農地転用の進捗が図られた。許可基準が復興特例となり、審査がまとめて行われ、通常手続きに比べて、協議回数、作成書類など大幅に負担を軽減された。
- 特例的な土地区画整理事業等が実施できたため、まちづくり計画の自由度が高まり、迅速な事業完了につながった。
- 関係機関との協議の必要性や作成書類の総量については従前と大きな変化がない特例もあるとの指摘があった。
- 新規雇用の創出に加え、投資の意思決定や投資額の増加が促進され、利子補給制度が一定の効果を与えた。
- 緑地造成費用等を抑えることができたことで、企業の負担が軽減され、立地しやすい環境づくりに貢献した。特区制度が決め手の一つとなり立地が決まる効果があった。
- 活用が不十分だった措置の検証を行ったところ、特区法の適用件数には計上されないものの、特区法で認められる案件であることを踏まえ、本則の方で柔軟な運用が認められ迅速に許認可される効果につながったものもあった。